



～人と街をつなぎ「暮らし」を創る～

# 宅建だより 苫小牧

No. 355号

2019年 3月20日 発行

(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部

苫小牧市表町5丁目10番7号

TEL(0144)33-9383 FAX(0144)32-2568

## 第8回支部会員会議の開催について

第8回支部会員会議を下記の日程で開催いたします。  
会員会議への出席は代表者もしくは職務代行者に限られますが、会議終了後の観覧会には従業員の皆様にもぜひご出席くださいますようお願いいたします。

記

- 1 総会日時 平成31年4月25日(木) 午後4時30分～
- 2 観覧会 平成31年4月25日(木) 午後6時～
- 3 会場 グランドホテルニュー王子 芙蓉の間
- 4 会費 正会員 3,500円(1社1名)  
従業者 5,000円

詳細については後日、総会議案書と共に郵送でご案内いたします。

平成31・32年度苫小牧市市有地・保留地の  
譲渡斡旋資格審査の申請について

平成31・32年度に苫小牧市市有地・保留地の売却に伴う譲渡斡旋資格審査を希望する方は苫小牧市に申請書を提出してください。

- 1 申請書類の受付  
期間 平成31年3月1日(金)～15日(金)  
午前9時～午後5時

申請書に記載した内容を説明できる方が持参してください。  
郵送受付はいたしません。

- 2 申請書類の配布  
苫小牧市役所財政部管財課ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/jutaku/jotoassen.html>

- 3 申請者の範囲  
(1) 次のいずれかであること  
① 苫小牧市に事務所がある宅地建物取引業者  
・事務所…宅建業法第31条の3第1項に定める事務所  
② 金融機関が出資する宅地建物取引業者  
③ 信託銀行  
(2) 市税の未納がないこと

お問い合わせ先  
苫小牧市役所 財政部 管財課 管財係(庁舎6階)

## 職務代行者の届出について

会員(会社代表者)が協会の総会等に常時出席できず議決権を行使できない場合は、あらかじめその会員の事務所に勤務している者を職務代行者として登録しておくことができます。  
研修会その他支部行事への参加には届出の必要はありません。  
職務代行者の届出は別紙「内規」をご覧の上、3月31日までに同封の届出書を支部事務局へ提出してください。  
(すでに提出されている場合は、届出の必要は有りません)

## 会員動向 会員数 129社

### 新規入会

商号・名称/免許番号	代表者氏名	事務所所在地	電話番号
胆振(1) 1027 菟野(同)	加賀谷宙	白老郡白老町菟野51-22	TEL 0144-84-7461

### 他支部より転入

商号・名称/免許番号	代表者氏名	事務所所在地	電話番号
胆振(7) 1028 ㈱北洋ホームステーション	鈴木敏美	白老郡白老町字北吉原	668-105 TEL 0144-84-5138

### 代表者の変更

商号・名称	変更後	変更前
岩倉建設(株)	鈴木泰至	宮崎英樹

### 宅建士の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
㈱FP総合相談センター	佐藤寿子(胆振 1441)	

### 廃業・退会

商号・名称	免許番号	代表者氏名
神田産業(株)	胆振(15)45	神田英俊

お預かりする個人情報は協会規定に基づいて取り扱います

### 従事者の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
㈱FP総合相談センター	千場瑞恵(1504006)	成田清美(4504002)

前号でお名前表記に誤りがありました。訂正して再度ご報告いたします。

## 業務報告

- 2/7 第3回不動産研修会 グランドホテルニュー王子
- 2/18 新規入会審査委員会 支部事務所

## 賃貸住宅仲介業者データ作成の調査にご協力ください

公営住宅入居待機者等に対し、苫小牧市住宅課へ賃貸業者一覧を提供しております。

つきましては次年度へ向けて提出いただいたデータ確認をお願いいたします。別紙に添付のデータ内容に変更追加がありましたら記入の上FAXにてご返送ください。

また新規に賃貸業者一覧へ掲載をご希望の方は下記へお問い合わせください。折り返し調査用紙を送付いたします。

問合せ先

(公社)北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部

TEL 0144-33-9383

FAX 0144-32-2568

チャレンジ宅建 (2018年度 出題)

問題：宅地の売買に関する広告をインターネットで行った場合において、当該宅地の売買契約成立後に継続して広告を掲載していたとしても、当該広告の掲載を始めた時点で当該宅地に関する売買契約が成立していなかったときは、宅建業法32条に規定する誇大広告等の禁止に違反しない。

この冊子は、北海道宅地建物取引業協会が主催する「宅地建物取引業協会」の発行によるものである。この冊子の発行に際しては、北海道宅地建物取引業協会に協賛していただく事業者様からのご協力をお願いいたします。